

回 答 書

平成 15年 8月 14日
原子力安全対策課

平成 15年 5月 16日付けで申し入れのありました、『申し入れに関連する質問項目』について下記のとおり回答します。なお、回答が遅れましたことをお詫びします。

1. 高速増殖炉「もんじゅ」について

5月9日に開かれた県の「もんじゅ安全性調査検討委員会」では委員の総意として国の主張と同様に「控訴審判決は科学的に非論理的だ」との考えをまとめ、最高裁判決前に改造工事の妥当性を報告する可能性が出てきたと報じられています。「もんじゅ」設置許可処分を取り消した控訴審判決が違憲かどうか等の判断が最高裁で下されるまでは、改造工事を云々すべきではないと私たちは考えますがいかがですか。三権分立を尊重する立場から、被告である国を県が擁護するような「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」は最高裁判決が出るまで開催すべきでないかと私たちは考えますが、いかがですか。

(回答)

- ・「もんじゅ」については、今般の高等裁判所判決を重く受け止め、今後の国の対応と裁判の推移を注意深く見守ることが重要である。
- ・「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」は、「もんじゅ」全体の安全性について、県民の視点に立ち、技術的、専門的な立場から調査検討を行うために、平成 13年 7月に県が独自に設置したものであり、高裁判決の内容についても、科学技術的な面から審議を行っている。
- ・8月 11日に開催した委員会では、改造後の「もんじゅ」の安全性について総括的な討議が行われ、9月に予定している次回委員会で報告書案の審議を行う予定である。
- ・その後、県民意見を募集するパブリックコメントを行い、最終報告書を作成することになっている。
- ・「もんじゅ」の改造工事計画を認めるかどうかについては、県の委員会の結論が得られた段階で、原子力三原則を基本として、裁判の行方、国や事業者の対応、地元敦賀市の意見、県議会での議論を、県民の視点に立って総合的に検討し、県民の安全・安心を最優先に慎重に対処する。

2. プルサーマルについて

藤洋作関電社長が4月16日に栗田前知事を訪ね、MOX燃料加工契約を年度内結び高浜3、4号機で2007年頃にプルサーマルを実施する計画を伝えた際、「新しい知事にも『伝えておく』」と回答したと報じられていますが、貴職はどのように伝えられ、栗田前知事にどのように返答したのですか。

また、1996年に三県知事提言を政府に申し入れて後、佐藤栄佐久福島県知事はプルサーマルを含め核燃料サイクル政策の転換を提言しています。新潟県でもプルサーマルが中止されており、このままでは、福井県がプルサーマルの先陣を切ることにもなりかねませんが、貴職はそれで良いと考えているのですか。MOX燃料データ改ざん事件で刻み込まれた関西電力BNFLに対する県民の不信感を貴職はどのように受け止めているのですか。

(回答)

- ・ 去る4月16日に関西電力株式会社の藤社長が、栗田前知事に「今年度内のMOX燃料加工契約締結を目指したい」と報告された際、前知事は、「品質保証体制の確立、県民の信頼回復、県議会での議論等を踏まえて慎重に対応すべき」との見解を示している。
- ・ このことについては、前知事から西川知事に引継ぎが行われており、西川知事も前知事と同様の見解である。
- ・ 県としては、今後、品質保証体制の確立および県民の信頼回復に向けた国や関西電力の取組みを十分確認し、地元高浜町の意見や県議会での議論を踏まえながら、慎重に対処していく。

3. 敦賀3・4号炉増設計画について

敦賀3・4号炉増設計画が先送りになっている原因は、電力需給が伸び悩んでいるだけでなく、新規原発には発電単価での競争力がないため建設費を現在の8300億円からさらに大幅削減しない限り、電力会社にとっても受け入れられないからです。安価な火力を持たない原発専門の日本原子力発電が発電原価をさらに引き下げるのは至難の技であり、増設計画の先送りは一時的なものではないと私たちは考えていますが、いかがですか。

また、経済産業省は、来年度から段階的に実施される予定の電力小売自由化に合わせて原子力発電事業を電力会社から経営分離し、国や地元自治体、地元企業などが出資する第三セクター方式の原発運営会社を別会社として発足させる方針ですが、貴職は、県や敦賀市が出資義務を負い、使用済核燃料や核廃棄物処分の共同責任を負う第三セクター方式になっても敦賀3、4号機増設を進めるべきだと考えていますか。

(回答)

- ・敦賀3 4号機増設計画については、昨年8月に国の電源開発基本計画に組み入れられた後、東京電力の不正問題に対する国や事業者の対応を見極めていたため、結果として、県や敦賀市の事前了解が遅れたことにより、本年3月に国に提出された電力供給計画において、準備工事の着手から営業運転の開始までのスケジュールが、昨年8月時点の計画から1年延期されたものと受け止めている。
- ・日本原子力発電(株)では、電力小売自由化の一層の拡大が進む中で、より低廉な発電価格の達成が求められるため、建設費削減の対応として、安全確保を大前提として、設計・建設工法の合理化、発注方法の工夫、金利負担の低減等の検討を行っていると聞いており、今後さらに工事工程の変更もありうるが、地球環境問題への対応や我が国のエネルギーセキュリティ確保等の観点から、今後とも概ね計画どおりに推進されるものと認識している。
- ・国が、原子力発電事業を電力会社から経営分離させる方針ということについては、県は聞いていない。

4. 使用済核燃料の中間貯蔵施設について

福井県下の原発15基のサイトには貯蔵容量約6200 t(管理容量約4600 t)の使用済核燃料貯蔵プールがあり、すでに約2600 tが保管され、六ヶ所再処理工場の貯蔵容量3000 tに相当する使用済核燃料集中貯蔵地域になっています。今後も、「もんじゅ」や閉鎖された「ふげん」を除いて燃料交換のたびに約310 tの使用済核燃料が出ます。これでは中間貯蔵施設を県内に作らなくとも、原発サイトが事実上の中間貯蔵施設になってしまいます。関西電力はさらに高浜原発でリラッキングによる集中貯蔵を行おうとしていますが、貴職は原発サイトでの貯蔵増強策をどこまで、何まで認めるつもりですか。サイト内で30~50年間の貯蔵でも認めるつもりですか。

前回の貯蔵増強策を承認した際は中間貯蔵施設の立地点を2010年度までに操業開始することが条件でしたが、関西電力も日本原子力発電も(むつ市での一部貯蔵計画を除き)未だにその立地点を明らかにしていません。この約束が守られるという保証を貴職は得ているのですか。候補地を知っているのであれば、県民に隠さず、公表して下さい。

(回答)

- ・県内の敦賀、美浜、大飯発電所については、平成10年から1年にかけて事前了解を行い、使用済燃料貯蔵設備の増強工事を終えている。
- ・高浜発電所での使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更計画も、これらの発電所と同程度の貯蔵余裕を確保するものであり、また六ヶ所再処理工場の使用済燃料の受入れが当初の計画どおりに進んでいないことなどから、中間貯蔵施設が操業を開始する以前に貯蔵余裕がなくなる可能性があるために計画されたもので、長期保管につながるものとは考えていない。

- ・使用済燃料の問題については、基本的に中間貯蔵施設の操業開始や六ヶ所再処理工場の操業開始がなければ解決しないものと考えており、中間貯蔵施設については2010年(平成22年)までに操業を開始すれば、2010年以降の使用済燃料問題については解決されるものと考えている。
- ・県内の電力事業者が計画している中間貯蔵施設の具体的な立地点については、県は承知していないが、いずれにしても中間貯蔵施設を2010年までに確実に建設するよう、事業者に求めているところである。

5. 維持基準について

維持基準については、耐震設計審査指針との不整合による新旧原発でのダブルスタンダード化が大きな問題ですが、再循環系配管における超音波検査の測定精度が10倍ほども悪いことが大問題になっています。加圧水型原発でも原子炉容器管台の渦電流探傷検査の精度が同様に大きな問題となっていますが、電力会社は検査精度の根拠となる実験データを非公開にしています。どうしても公開できないというのであれば、県の責任で、検査精度の根拠データを確認し県民に説明すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(回答)

- ・県内の加圧水型原子力発電所(PWR)については、原子炉容器上部ふた管台溶接部の応力腐食割れ対策として、美浜1、2、3号機、大飯1、2号機、高浜1、2号機の7基については、原子炉容器上部ふたの取替えを実施し、敦賀2号機、大飯3、4号機、高浜3、4号機の5基については、原子炉容器頂部温度低減対策が実施されている。
- ・これらのことから、県内のPWRプラントについて、原子炉容器上部ふたの管台部で直ちに応力腐食割れが発生するとは考えていない。
- ・現在、原子炉容器上部ふた管台に適用している渦流探傷検査(ECT)装置については、ノイズ信号などの検出性能に及ぼす影響を評価しても、管台の肉厚15.7mmに対して探さ3mm以上のき裂であれば検出できると聞いており、一次冷却材の漏えいを未然に防止するという観点で、十分な精度を有しているものと考えている。
- ・県としては、渦流探傷検査を含めた供用期間中検査については、高い信頼性が確保できるよう、引き続き、検査技術の向上に努めることが重要であると考えている。